平成２６年（フ）第２３４号
北海道上川郡当麻町中央７区
債務者　小原　康史
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３５号
北海道上川郡当麻町中央７区
債務者　小原　邦夫
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８３号
北海道旭川市南６条通26丁目513番地の84
ａｎｏｎ626―105
債務者　畑中　弘好
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０３号
北海道旭川市末広２条２丁目４番12号
債務者　金森　　歩（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０８号
北海道旭川市神楽岡15条４丁目１番10号
チェリーハイツ101
債務者　小林　　茂
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８６号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷337番地の13
債務者　森下　　勇
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４８２６号
大阪市西区本田２丁目８番14―1505号
債務者　芳田　照太
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８３３号
大阪市生野区勝山北３丁目13番26号　エスポアール御勝山403
債務者　野間　雄大
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８４２号
大阪府門真市三ツ島２丁目10番62―106号
債務者　八田　明広
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９６号
栃木県宇都宮市駒生町1638番地１　中村ハイツＡ101号室、住民票上の住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2347番地
債務者　高橋美奈子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第９６６号
北九州市若松区向洋町10番地
破産者　北九州食品リサイクル協同組合
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６９５号
北九州市門司区恒見町21番８号
破産者　恒見石灰工業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５号
新潟県三条市西本成寺２丁目13番７号
破産者　株式会社五十嵐商会
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第５号
新潟県燕市道金473番地
破産者　諏佐　　恵
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３５号
新潟県三条市田島１丁目２番２号
破産者　藤田　トミ
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１１６４号
名古屋市中区金山４丁目３番20号
破産者　株式会社エバトラス
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８３６号
愛知県春日井市庄名町913番地
破産者　丸愛納豆株式会社
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部